平成２３年（フ）第１１号
兵庫県加古川市西神吉町辻303番地の１
債務者　山本　美樹（旧姓磯田）
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県姫路市別所町佐土１丁目69番地　森満彦方
債務者　夏木　　登
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県相生市川原町17番７号
債務者　南　　一光
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県加古川市加古川町稲屋353番地の12
債務者　藤原　吉光
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目６番21号
債務者　大隈　　実
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県姫路市花田町加納原田102番地１　サニーハートＢ棟104
債務者　村岡　輝昭
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県姫路市花田町加納原田102番地１　サニーハートＢ棟104
債務者　村岡恵里香（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２８号
広島市安佐南区東原３丁目15番19号　A101
債務者　大内　敬子
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
広島市安佐南区上安５丁目３番21―102号　21号館
債務者　長尾　博幸
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
広島市佐伯区藤の木３丁目14番12号
債務者　加藤　直秀
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
広島市佐伯区藤の木３丁目14番12号
債務者　加藤　照子
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０２号
香川県さぬき市小田1956番地４
債務者　森　　克美
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
香川県東かがわ市松原1542番地５
債務者　岸野　弘明
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県諫早市福田町47番32号
債務者　松村多喜子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長崎県諫早市久山台102番地７、前住所宮崎市大塚町小原田2141番地５
債務者　小笠原美樹（旧姓竹下）
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
長崎県諫早市堂崎町４番地６　市住８棟102号
債務者　松永　悦子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
鹿児島県鹿児島市小川町19番２―207号　アーバンポートＢ
債務者　野口　省吾
１　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係